

---

■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 185

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

---

// INDEX //

- 1・2019年1月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～刑事責任を問われない交通事故
- 3・交通事故の裁判事例～歩行者は歩道上の自転車に原則注意義務を負わず
- 4・今日の朝礼話題～いつまでも追越車線を走行し続けない
- 5・【好評発売中】教育用DVD「一人でできる日常点検」
- 6・【好評発売中】教育用冊子「安全運転管理者のための安全指導12か月」
- 7・【好評発売中】自己診断テスト「事故を防ぐ危険認識度チェック」

// //

-----  
★1月前半の安全管理ごよみ  
-----

◆1日（火）

——元日

◆10日（木）

——110番の日

◆～10日（木）（2018年12月10日から）

——年末年始の輸送等に関する安全総点検（国土交通省）

◆14日（月）

——成人の日

◆～15日（火）（2018年12月15日から）

——平成30年度年末年始無災害運動（中災防）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2018/12/10/kongetsu-untankenri-jan-2019/>

---

## ■安全管理法律相談

---

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

### 第64回「刑事責任を問われない交通事故」

#### 【質問】

先日、交通事故防止セミナーに参加したときに、交通事故を起こしても刑事責任を問われない場合があると耳にしました。それは具体的にどのようなケースなのでしょうか？

#### 【回答】

交通事故が生じた場合、その運転者に、道路交通法、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）、刑法などの規定に違反する行為で、罰則が定められている行為があった場合に、その運転者には刑事責任が生じます。…

#### 【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/12/01/houritsu-64-keijisekinin/>

---

## ■交通事故の裁判事例

---

今回は、歩道を走行していた自転車がトラックから荷物を運ぶために横断していた歩行者と衝突した事故について、歩行者の過失を認めなかった事例を取り上げます。

『歩行者は歩道を走行する自転車に対し原則注意義務を負わない』

#### 【事故の状況】

平成21年5月12日午後4時45分ごろ、女子高校生のA（16歳）は自転車に乗って大阪市東住吉区内の歩道（自転車通行可）を走行していたところ、道路端に停止していた生協のトラックから共同購入した商品をマンションに運ぶために横断していたB（主婦・78歳）と衝突しました。

この事故でBは、左大腿骨転子間骨折等の傷害を負い、113日間の入院、22日間の通院を余儀なくされ、およそ1年後の平成22年5月31日に後遺障害等級12級7号に該当する左股関節の機能障害を残し症状固定をしました。

Aは、Bはトラックの死角から出てきたものであり、歩道を横断する際には自転車に注意すべき過失があると主張しました。

これに対して、裁判所では次のように述べてBの過失を認めませんでした。

#### 【裁判所の判断】

「普通自転車は、歩道を通行することができる場合であっても徐行しなければならないが、また、自転車が歩行者の進行を妨げることとなるときは一時停止をしなければならないこととされている（道路交通法63条の4第2項）」

「歩行者は、歩道上で走行している自転車に対して注意する義務は、原則として負っていないというべきであるうえ、Bが事故当時78歳と高齢であったこと、事故当時B以外にもトラックの荷台から商品を運ぶために歩道を横断した者があり、Aにとってトラックの陰からBが出てくることも十分予測可能であったことなどからすると、過失相殺をしなければ損害の衡平な分担という観点から妥当性を欠くとまでは認められない」

として過失相殺を認めず、入院治療費や休業損害、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料など約1,518万円の支払いを命じました。

（大阪地裁 平成28年12月12日判決）

---

■今日の朝礼話題

---

『いつまでも追越車線を走行し続けない』

さる12月14日、昨年6月神奈川県東名高速道路で「あおり運転」をして追越車線上にワゴン車を停車させ、後続のトラックが追突して家族4人が死傷した事故に関する判決公判が横浜地裁でありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/12/20/tw-oikoshi-shasen-tsuitotsu/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

---

■ 【好評発売中】 教育用DVD 「一人でできる日常点検」

---

※仕様 カラー17分

※価格 37,000円（税別・送料無料）

※監修 丸山利明（TM安全企画代表）

トラック事業者は、常に安全で確実な輸送が求められています。日常点検を怠り、運行途中で故障などを起こすと会社の信用失墜を引き起こすだけでなく、大きな事故のリスクも高まります。

本DVDでは、毎日欠かすことのできない日常点検を、効率的かつ確実に行うことができる方法を紹介しています。

一人で実施でき、短時間で終わるため、毎日無理なく実行できる方法を理解していただくことができます。ぜひ日々の点検の参考にしてください。

【詳しくはこちら↓】

<http://u0u1.net/NEMb>

【ほか、多数の教育用DVDの取扱いがございます↓】

<https://goo.gl/QFMfVF>

---

■【好評発売中】教育用冊子「安全運転管理者のための安全指導12か月」

---

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（5冊1セット・税別・送料実費）

日々の安全運転管理が大切なことは理解していても、具体的に運転者にどのようなアドバイスをすればよいかお悩みではありませんか？

本冊子は、4月から翌年3月まで1年間の安全運転指導に役立つよう、各月ごとに重点管理目標を設定し、それぞれ目標に沿ったデータや交通事故の裁判例、スローガン、こよみをビジュアルで紹介しています。

巻頭には安全運転管理の年間計画表も収録しており、実績・結果なども記入できるようになっていますので、反省点などを記載していただくことで、翌年の安全運転管理に活かしていただくこともできます。

【詳しくはこちら↓】

<http://u0u1.net/NEOb>

---

■【好評発売中】自己診断テスト「事故を防ぐ危険認識度チェック」

---

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（5冊1セット・税別・送料実費）

客観的にみれば危険な運転行動でも、運転者自身が「危険」と認識していなければ事故を防ぐことはできません。

本テストでは、日頃の運転を振り返りながら48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくことで、事故を防ぐために大切な「危険認識度」を簡単に知

ることができます。

「運転行動を変えるとき危険認識度」「死角に対する危険認識度」など6つのパターンで診断され、こういった状況での危険認識度が低いかを確認できますので、今後の安全運転に活かしていただけます。

【詳しくはこちら↓】

<http://u0u1.net/NF86>

-----  
【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成30年12月21日送信)

★次回の配信は平成31年1月中旬ごろを予定しております。

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <http://www.think-sp.com/>

